

消費者物価指数の 2020 年基準改定に向けて

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定することを目的として、我が国では昭和 21 年（1946 年）8 月に作成を開始して以来、毎月作成・公表しています。

消費者物価指数は、金融政策において目標指標として採用され、経済政策を推進する上でも極めて重要な指標として用いられています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額（元金が物価の動向に連動して増減した後の金額）の算定に利用されており、さらには賃金・家賃・公共料金の改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く活用されています。

このように、消費者物価指数は、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）における客観的な基礎資料として活用され、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることから、公的統計として、適切かつ合理的な方法により、中立性と信頼性が確保されるように作成されなければなりません。また、いつの時代にも社会経済情勢の変化に応じて有用性が確保され、適時的確に提供されることが不可欠です。こうした要請に応えるために、消費者物価指数では、一定の周期で指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウエイトなどを見直し、公表する系列の充実などをしています。この改定は、昭和 30 年（1955 年）の改定以来、5 年に 1 回、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に実施しています。

総務省統計局では、令和 3 年（2021 年）に予定している消費者物価指数の第 16 次の改定（現行の 2015 年基準から 2020 年基準への移行）に向けて、目下、同指数の見直し作業を進めています。今般、改定の主な内容及び指数作成上の基本方針について取りまとめ、「消費者物価指数 2020 年基準改定計画（案）」（以下、「基準改定計画案」という。）として策定しました。また、基準改定計画案の理論的な背景や考え方、技術的又は実務的な内容等の詳細を解説した「付属資料」を本資料に添付していますので基準改定計画案と併せて御参照ください。

総務省統計局は、今回の改定を通じて、消費者物価の測定精度の維持向上と物価指数の有用性の確保を図り、期待される公的統計としての役割を十分に果たせるよう、より質の高い統計を適時的確に提供していくことを目指しています。

今後、基準改定計画案について広く国民の皆様に御意見をお伺いするとともに、統計委員会、関係府省庁なども含め広く頂いた御意見を踏まえて必要な修正を行い、消費者物価指数 2020 年基準改定計画を決定します。

「消費者物価指数 2020 年基準改定計画（案）」付属資料

【消費者物価指数について】

1. 消費者物価指数の性質と国際基準	1
2. 消費者物価指数の沿革	1
3. 消費者物価指数の利用	1
4. 消費者物価指数の作成方法	2
5. 固定基準方式と連鎖基準方式	2

【基準改定について】

6. 基準改定の趣旨と統計基準	3
7. 指数の基準時の更新	3
8. ウエイトの更新	3
9. 品目の改定	4
10. インターネット販売価格の採用拡大	5
11. モデル式の改定	5
12. 公表系列の充実等	6

【指標の作成について】

13. 価格の調査について	7
14. 調査する商品（銘柄）の指定について	7
15. 調査銘柄の常時見直し	8
16. 品質調整の適切な実施	8
17. 商品（財・サービス）情報の効率的な取集	9
18. モデル式の随時見直し	10
19. 品目の中間年における見直し	10
20. 基準改定等による指標への影響の分析・公表	11

(別紙 1) 消費者物価指数に関する決議－第 17 回国際労働統計家会議採択(2003 年)－抜粋	12
(別紙 2) 消費者物価指数の過去の基準改定における主な内容	13
(別紙 3) 消費者物価指数の利用事例	15
(別紙 4) 消費者物価指数の作成方法	16
(別紙 5) (参考指標) ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数の作成方法	17
(別紙 6) 指数の基準時に関する統計基準	19
(別紙 7) 新・旧指数の接続方法	21
(別紙 8) 持家の帰属家賃のウエイトの推計方法	22
(別紙 9) 2020 年基準消費者物価指数组品目一覧(案)	23
(別紙 10) 2015 年基準と 2020 年基準(案)のモデル品目の対応表	29
(別紙 11) 小売物価統計調査の調査方法	31
(別紙 12) 消費者物価指数における品質調整の方法	32
(別紙 13) ヘドニック法による品目別価格指数の算出	34
(別紙 14) 2015 年基準消費者物価指数におけるモデル式に係る見直し	37
(別紙 15) 消費者物価指数の中間年におけるこれまでの見直し	38

【消費者物価指数について】

1. 消費者物価指数の性質と国際基準

消費者物価指数は、家計の消費構造を一定のものに固定し、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動するかを指數値で示すことで、全国の世帯が購入する各種の商品（財・サービス）の価格の平均的な変動を測定するものです。

消費者物価指数については、国際労働機関（International Labour Organization: ILO）が国際基準を定めています。平成15年（2003年）12月にジュネーブで開催された第17回国際労働統計家会議では、消費者物価指数に関する現行の国際基準が決議として採択されました。同決議では「この指数は消費者物価の時間的な変化を計測することを目的としている。このことは、同一の品質及び同様な属性の財・サービスの固定された買い物かごを消費者が購入する費用を計測することによって行うことができる。」とされています（別紙1）。我が国の消費者物価指数もこの考え方へ沿って作成しています。

2. 消費者物価指数の沿革

我が国の消費者物価指数は、第二次世界大戦直後の昭和21年（1946年）8月に作成・公表を開始しました。当時の指数は、戦後の混乱期の物価上昇を早急に測定するため、昭和21年（1946年）8月～22年（1947年）3月の8か月間の変則的な期間を基準時とし、日常の生活用品が統制価格とヤミ価格の二重の価格体系が併存する状態であったことから、消費者価格調査（家計調査の前身）から得られる実効価格（統制価格とヤミ価格を購入数量により加重平均した価格）とウエイトを用い、フィッシャーの理想算式によって作成しました。その後、消費者価格調査に関する基礎資料を蓄積し、昭和24年（1949年）8月に第1回の改定を行い、基準時を昭和23年（1948年）1月～12月の1年間に、また、算式もラスパイレス式に改め、21年（1946年）8月まで遡及して改定しました。次いで、経済状態が落ち着きつつあった昭和25年（1950年）6月に新たに小売物価統計調査を開始し、昭和27年（1952年）9月に指数の基準時を昭和26年（1951年）の1年間に改めるとともに、従前の実効価格を小売物価統計調査から得られる小売価格に変更しました。昭和30年（1955年）以降は、5年ごとに基準改定を行っており、今回の2020年基準改定は第16次の改定になります（別紙2）。

3. 消費者物価指数の利用

物価の動向は経済活動と密接な関係があることから、消費者物価指数は「経済の体温計」とも呼ばれており、様々な分野で利用されています。例えば、金融政策においては目標指標として採用されており、経済政策を推進する上でも極めて重要な指標と位置付けられています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額（元金が物価の動向に連動して増減した後の金額）の算定に利用されており、さらには賃金・家賃・公共料金の改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く活用されています（別紙3）。

4. 消費者物価指数の作成方法

消費者物価指数の作成に関しては、ILOで採択された国際基準となる決議があります（「1. 消費者物価指数の性質と国際基準」参照）。また、同決議とともに、消費者物価指数に関する国際的なマニュアルとして「消費者物価指数マニュアル：理論と実践（Consumer Price Index Manual : Theory and Practice）」（2003年）が作成され、その後、「消費者物価指数マニュアル：概念と方法（Consumer Price Index Manual : Concepts and Methods）」（2020年）として改定されています。それらのマニュアルは、ILOのホームページにおいて公開されています。我が国の消費者物価指数は、他の主要国と同様に、この国際基準及びマニュアルに沿って作成しています。

具体的な我が国の消費者物価指数の作成方法については、まず世帯が購入する商品（財・サービス）のうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要なものを品目として選びます。次に、この家計消費支出割合に基づいて、指数の計算に用いる各品目のウエイトを求めます。家計消費支出割合は家計調査の結果などを用います。指数の計算は、調査価格を用いて個々の品目の指数（基準年=100）を計算し、これらをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均して、中分類、10大費目、総合などの指数を計算します。各品目の価格は、毎月の小売物価統計調査によって調査した価格を用います（別紙4）。

5. 固定基準方式と連鎖基準方式

指数の計算方式としては、基準時点と比較時点の価格比（指数）を基準時点のウエイトで合成する「基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）」が、我が国を含め各国で採用されていますが、ラスパイレス算式の中にも、基準とする年の消費支出割合をウエイトに用いて指数を計算していく「固定基準方式」、前年の消費支出割合をウエイトに用いて計算した当年の指数を毎年掛け合わせていく「連鎖基準方式」などがあります。

我が国では、消費構造を一定に固定した場合の物価変動を測定するために、昭和24年（1949年）8月以来、固定基準方式の指数を作成・公表しています。また、毎年の消費構造の変化を反映する連鎖基準方式の指数については、昭和50年（1975年）基準から参考指数として年平均指数を公表しており、平成17年（2005年）基準からは生鮮食品を除く総合等を、平成27年（2015年）基準から生鮮食品を含む総合等を月次でも公表しています（別紙5）。

連鎖基準方式の特性について

一般に、連鎖基準方式と固定基準方式の違いには、「ウエイト効果」、「リセット効果」と「ドリフト現象」があると言われています。

「ウエイト効果」とは、価格の上昇又は下落に伴って消費支出割合が減少又は増加する品目があった場合、ウエイトを毎年更新する連鎖基準方式ならば、価格変動に加えてウエイトの変化も指数やその変化率に反映されるというものです。ただし、価格の変動と消費支出割合の変化の関係は一様でなく、品目の性質によってその方向も大きさも異なるため、必ずしも上方又は下方のどちらか一方に固定基準方式との差が現れるわけではないことに留意が必要です。

「リセット効果」とは、連鎖基準方式では各品目の指標値を前年12月=100に戻して計算するため、各品目の指標の水準がリセットされ、各品目の寄与度（総合指標の前年同月比などの変化率に対する各品目の影響度）に固定基準方式との差が現れるというものです。かつての耐久消費財のように価格が大きく下落して固定基準方式の指標がかなり小さくなつてからもさらに価格下落が続く場合は、連鎖基準方式の下落幅がより大きくなると考えられます。

また、連鎖基準方式においては、価格が上昇と下落を繰り返すような品目があると、その品目の価格の水準が元に戻つても、連鎖基準方式による指標の集計値が元にたどり着かない現象が生じる場合があることが指摘されています。これが、いわゆる「ドリフト現象」と呼ばれているものです。

【基準改定について】

6. 基準改定の趣旨と統計基準

消費者物価指数では、消費者物価の測定精度の維持向上と物価指標の有用性の確保の観点から、一定の周期で指標の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウェイトなどを見直し、公表する系列の拡充などを行っています。

我が国の消費者物価指数は、昭和30年（1955年）以降、5年ごとに基準改定を行っています。また、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計基準として「指標の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日付け総務省告示第112号）」（以下「統計基準」といいます。）が設定されていることから、消費者物価指数はこの統計基準に沿って、2020年への基準改定を行うこととしています（別紙6）。

7. 指標の基準時の更新

「指標の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。」とする統計基準に沿って、指標の基準時（指標を100とする年次）を2015年から2020年に更新します。

なお、各指標系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指標の接続を行います。ただし、前月比、前年同月比、前年比などの変化率については、過去の各基準において公表した値とし、接続した指標による再計算は行いません（別紙7）。

8. ウェイトの更新

「ウェイトを固定する指標は、当該指標の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。」とする統計基準に沿って、固定基準方式の指標の計算に用いるウェイトについては、家計調査の結果等を用いて、更新する指標の基準年次と同じ2020年の年平均1か月間1世帯当たり品目別消費支出金額を基に作成します。ここで世帯の属性は（総世帯の指標を除き）世帯員が2人以上の世帯です。

生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による2020年の品目別消費支出金額のほか、2019年及び2020年の月別購入数量を用いて月別に品目別ウェイトを作成します（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、2019年全国家計構造調査の個人的な収支に関する結果を

用いて他の品目に配分します。さらに持家の帰属家賃のウエイトについても、同調査の「持家の帰属家賃」を基に作成します（別紙8）。

ただし、上記ウエイトについては、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意し、2020年家の家計消費支出の状況を検証した上で、必要に応じて調整を行うこととしています。

9. 品目の改定

消費者物価指数の作成に用いる品目については、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出における重要度等を踏まえ、追加及び廃止等を行っています。

追加及び廃止は以下を基準としています。

<追加品目の選定基準>

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格取集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

<廃止品目の選定基準>

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
- ③ 円滑な価格取集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目

2020年基準改定では、30品目を追加、28品目を廃止、10品目を5品目に統合（品目統合は、基準に沿った品目の廃止と同時に当該廃止品目を包含できるよう別品目の名称変更を行うものです。）することにより、新基準の指標の作成に用いる品目数は582品目となります。

また、指標の採用品目とそれらのウエイトや調査銘柄をより適切に対応させる等の観点から、一部の品目において品目の概念範囲の拡充等を行い、これに伴って品目名称の変更を行います。例えば、2015年基準の「冷凍調理ピラフ」は、2020年基準ではその品目の内容をピラフに加えてチャーハンなどの米飯まで含むものとし、品目の名称を「冷凍米飯」に変更します。このほか、市場での呼び名の変化に伴う品目名称の変更なども併せて行います（別紙9）。

2020年基準における追加品目については、令和元年（2019年）8月に「小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案についての意見募集」（行政手続法に基づく手続）として追加する品目に関する意見を募集し、その結果を踏まえ、同年10月に小売物価

統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 6 号）を改正し、令和 2 年（2020 年）1 月から調査を開始しています。

なお、指数の採用品目は 5 年ごとの基準改定において追加及び廃止等を行っていますが、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財やサービスについては、これらを指数に迅速に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行うこととしています（「19. 品目の中間年における見直し」参照）。

10. インターネット販売価格の採用拡大

近年のネット購入の増加や情報取集技術の進展を踏まえ、航空運賃、外国パック旅行費及び宿泊料についてはウェブスクレイピングの技術（ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術をいう。以下同じ。）を活用し、テレビ、ビデオレコーダー及びプリンタについては対面販売及びインターネット販売の価格を含む POS 情報（民間の販売時点情報管理システムにおいて取集された情報をいう。以下同じ。）を活用することにより、より多くの商品（財・サービス）情報を取集し、それらのデータを用いて消費者物価指数を作成します。

特に、航空運賃、外国パック旅行費及び宿泊料については、ウェブサイトを運営する旅行会社等から販売実績に関する詳細な情報を得られたことにより、販売実績のほとんどない旅行プランなどのデータノイズを除去し、物価動向の把握において前提とする同品質の商品価格を追跡することが可能となりました。

これらの商品（財・サービス）情報を活用することで、価格取集期間（これまでの「各月の特定日の価格」の取集から「毎日の価格」の取集へ改善）や採用プラン数などが飛躍的に増加し、消費者物価指数の統計精度の向上にも寄与すると考えています。

なお、パソコン（デスクトップ型）、パソコン（ノート型）、タブレット端末及びカメラ（デジタルカメラ）については、従来から引き続き POS 情報を活用し、指数を作成します（「17. 商品（財・サービス）情報の効率的な取集」参照）。

11. モデル式の改定

航空運賃や電気代、通信料（携帯電話）など一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件により異なります。これらの品目については、価格変動を適切に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を作成し、月々の指数を算出しています。その際に価格を合成するための比率等については、各種の統計、業界団体等がまとめた情報、個別の企業から提供いただいた情報なども用いています。

2020 年基準においてモデル式を用いる品目（モデル品目）については、2015 年基準の 74 品目から、3 品目をモデル品目から除外、2 品目を 1 品目に統合し、4 品目を追加して 74 品目となる予定です（別紙 10）。2015 年基準における各品目のモデル式は基準改定後に変更した最新のものも含め、総務省統計局のホームページに掲載しております。

（<https://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.html>）

今後、2020年基準改定に向けて、モデル式の加重平均に用いるウエイトの更新、採用する価格及びモデルケースの見直しなど、精度の維持向上に必要な改定作業を行う予定であり、また、新たに追加するモデル品目のモデル式の検討も進めていく予定です。これらの最終的な内容は2020年基準の2021年7月分消費者物価指数（全国）結果の公表より1か月程度先行して公表する予定です。

なお、モデル品目において、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数により的確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行うこととしています（「18. モデル式の随時見直し」参照）。

[2020年基準モデル式の改定（例示）]

- ・近年のカメラ市場の動向を踏まえ、カメラの作成方法を3タイプのカメラ（コンパクト、一眼レフ、ミラーレス一眼）による合成指数^{*1}から、レンズ交換型カメラ（一眼レフ、ミラーレス一眼）による指数^{*2}へ変更

*1 タイプごとに価格指数を作成後、3つを重みにより1つの指数に合成

*2 コンパクトは市場シェアの縮小によりカメラ価格の代表性が失われたこと、一眼レフとミラーレス一眼は品質差の縮小により指數計算上区別する必要性が低下したことを踏まえ、レンズ交換型カメラ（一眼レフ、ミラーレス一眼）の価格データから指數を作成

- ・近年の携帯電話通信料市場の動向を踏まえ、従来型携帯電話機（いわゆるガラパゴス携帯）の除外、モデルケースとして採用する通話時間及び通信量の組合せを毎年見直し^{*3}

*3 年々、通話時間が短くなる一方で、通信料が増加していることを踏まえ、通話時間（低・中・高）及び通信量（低・中・高）の9つの組合せに固定せずに利用実態に応じて毎年組合せを設定

12. 公表系列の充実等

消費者物価指数では、物価指数の有用性を確保する観点から、基準改定において公表系列の拡充等を行っています。

2020年基準から、国際間の指數の比較に資するため、COICOP2018分類（国際連合の定める国際分類基準の「個別消費の目的別分類（2018年）」をいう。）に準拠して全国の基本分類を組み替えた年次指數について作成・公表を開始します。

このほか、消費者物価指数を利用される方々の利用環境を向上させるため、参考値として消費税の改定による直接的な影響を除いた「消費税調整済指數」（課税扱いとなる品目について、一律に消費税率改定の直接的な影響があるとみなして機械的に調整し、消費税率改定と同時に開始される幼児教育・保育無償化の影響も調整した指數）を継続して公表するとともに、建物の経年変化を踏まえた家賃の品質調整に関する分析結果を参考資料として作成・公表します。

また、世帯属性別指數については、「世帯主の年齢階級別指數（10大費目、年次）」（従来の年齢階級は、29歳以下、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上の6区分）に「世帯主65歳以上世帯」及び「世帯主65歳以上の無職世帯」の階級を別掲として追加する一方で、「世帯主60歳以上の無職世帯指數（中分類、月次）」及び「世帯主65歳以上の無職世帯指數（中分類、月次）」の公表は行わないこととします。

一方、基本分類指数については、指数の作成経緯や利用状況等を踏まえて、都市階級「人口5万以上の市」及び地方「大都市圏（関東大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、北九州・福岡大都市圏）」の公表は行わないこととします。

【指標の作成について】

13. 價格の調査について

消費者物価指数で採用している各品目の価格は、毎月の小売物価統計調査によって調査した価格を用いています。

小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な財の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関等から毎月調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年（1950年）6月から統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計第35号」を作成するための調査として開始し、平成21年（2009年）4月からは統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として実施しています。

小売物価統計調査には大別して「価格調査」及び「家賃調査」の2つがあります。「価格調査」は、全国の167市町村から選定した小売店舗及びサービス事業所から、約540品目の商品の小売価格又はサービス料金を調査しています。「家賃調査」は、全国の167市町村から民営借家及び公的住宅を選定し、家賃の月額及び延べ面積等を調査しています（別紙11）。

特売価格の調査について

特売の価格については、小売物価統計調査では、その期間が8日以上であれば価格の代表性があるとして調査の対象とし、それより期間の短い特売の価格については、これを除いています。

とても短い期間の特売が偶然に調査日に当たったとしても、その価格がその品目を代表する価格とは必ずしもないと考えられ、このような価格を採用すると消費者物価指数が物価変動のすう勢を安定して捉えられていない可能性があります。また、通常は特売の対象となる商品は特定の銘柄に限られるため、その銘柄の価格の短期的な変動がその品目全体の価格変動を表しているか否かについても留意が必要です。

特売価格の捉え方及びその取扱いに関しては、今後とも、物価変動の測定精度への影響について、分析及び研究を進めていく必要があると考えています。

14. 調査する商品（銘柄）の指定について

消費者物価指数で採用している品目は、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要なものから構成されています。世帯が購入する無数の種類の商品（財・サービス）は、その機能や価格の動き等の類似性によりまとめられ、各品目に分類されることになります。

この品目の中には、機能、規格、容量、仕様等の特性が異なる複数の商品（銘柄）が含まれています。消費者物価指数を作成するための価格を調査する小売物価統計調査では、各品目について、その品目を代表すると考えられる銘柄を「調査銘柄」として指定し、毎月、原則として指定した調査銘柄に該当する商品の価格を調査します。

価格の調査に当たっては、調査銘柄に該当する商品の中から、各調査店舗で最も売れている商品を選定し、その価格を継続して調査します。

調査銘柄については、品目ごとに機能、規格、容量、仕様等を規定し、規定された商品を一定して、かつ全国で調査できるように設定しています。これは、調査する商品の品質の差を除いた価格変化を的確に把握するためです。調査銘柄の規定のしかたとしては、パンや肉、野菜など容量を指定して単位当たりに換算するもの、家事用品などで複数の売れ筋の商標を指定するものなどがあります。なお、ビールや家電製品など、調査銘柄の規定上、「商標指定」、「品番指定」、「型式指定」などとあるものは、調査銘柄に規定する機能、規格、容量、仕様等に合致する商品一覧を調査員に示していますが、例えば新商品など商品一覧に示されていない商品でも、調査銘柄の規定に合致していく、調査店舗において売れ筋となつていれば、調査するようにしています。このように、それぞれの品目の性質に応じて、価格変動の代表性と品質一定の条件が両立するような規定を行っています。

15. 調査銘柄の常時見直し

消費者物価指数を作成するための価格を調査する小売物価統計調査では、指数に採用した品目に該当する商品（財・サービス）の中から、最も売れている銘柄を指定して調査を行うことで、消費者物価指数において重要な各品目における価格変動の代表性を確保しています。また、銘柄を指定する際には、消費者物価指数が要請する品質一定の条件を満たすように配慮しています。このように、品目内の同質性及び価格変動の代表性を確保するためには、調査銘柄の規定が適切に行われることが重要です。

しかし、商品のリニューアル、市場での出回り状況、嗜好の変化などにより売れ筋の商品は時とともに変化します。例えば品質が改良された後継の商品が出て、追跡していた商品が製造中止になるなどした場合には、調査する対象を入れ替えなければなりません。企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わります。したがって、調査銘柄もこうした変化に対応して常に見直していくことが必要になります。

このため、小売物価統計調査では、常時、出回りの状況をチェックし、年に複数回は全品目のシェア等を確認し、また、メーカーなどにも直接聞き取りを行って、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行うことで、採用する銘柄の代表性を確保しています。

16. 品質調整の適切な実施

消費者物価指数は、同質の商品（財・サービス）の価格動向から作成されるべきものであるため、同一の商品の価格を継続して追跡することを原則としています。しかしながら、企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応した調査銘柄の見直しが適時適切に行われることも必要です。

調査銘柄の変更（銘柄改正）が行われた場合、物価変動の計測の観点からは、新・旧の商品の間にある機能・特性などの品質やパッケージ容量の違いによって生じる価格差が、指数に入り込まないようにする必要があります。このため、旧商品と新商品の品質の差異を定量的に評価し、消費者物価指数に反映させており、これを品質調整

と呼んでいます。

品質調整については、オーバーラップ法、容量比による換算、回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法、直接比較などの様々な手法がありますが、これらのうちから、状況に応じて採用する手法を精査し、各々の品目の銘柄改正において最も適した手法を選択しています（別紙 12）。

なお、品質向上が著しく、製品サイクルが極めて短いパソコン及びカメラについては、ヘドニック法等により品質調整済みの価格変動を直接求めています（「17. 商品（財・サービス）情報の効率的な取集」参照）。

借家の家賃と品質調整について

借家の家賃については、ある期間において受益と対価の支払が継続するものであることから、他の財・サービスとは異なる視点が必要です。小売物価統計調査の民営借家の調査においては、継続して居住する借主の家賃と新築や新入居の家賃の変化の両方の価格変動を指標に取り込むため、全国から家賃を調査する区域を国勢調査の調査区から抽出して選定し、その調査区域においては、調査対象を特定の借家に固定せず、全ての借家の家賃を、継続と新規も含め、毎月*調査しています。

*実際の調査は3つの区域をローテーションして各区域を3か月ごとに調査

こうした調査方法により、調査区域内において新築や改修された後の新規の家賃も算入され、取り壊された古い借家等の家賃は除外されることで、全体としては民営借家の平均的な物価変動が適切に計測されていると考えています。

他方、借家住宅が時間を経るごとに劣化すると同時に居住サービスの質も低下するとして、これを物価の上昇とみなした品質調整を行うべきとの指摘があります。

確かに、一般的に古い借家ほど家賃水準が低いという傾向がみられます。しかしながら、借家住宅の建築時期に起因する家賃の水準差には、借家住宅の建築された年代、あるいは借主が入居した年代における賃貸住宅市場の需給関係や、その当時の一般的な物価水準及び物価動向などの経済状況、さらには時代とともに変化している住宅の構造や設備なども影響していることが考えられます。こうした中から借家の経年的な質の変化を純粋に取り出すには、理論的・実務的に解決すべき問題が多くあるとみられます。

借家の家賃の品質調整については、消費者物価指数における家賃指数の重要性に鑑み、今後、実証的な研究分析と十分な検討を進めていきたいと考えています。また、これらの分析結果については、今後、参考資料として作成・公表する予定としています。

17. 商品（財・サービス）情報の効率的な取集

ネットショッピングによる購入割合の高い品目（例「健康保持用摂取品A」（マルチビタミン））、対面販売とインターネット販売の価格が同一である品目（例「テーマパーク入場料」）、インターネット上で対面販売の価格が把握できる品目（例「振込手数料」）などは、インターネット情報を活用し、商品（財・サービス）情報の効率的な取集を進めます。

また、「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」（デジタルカメラ）については、従前からPOS情報を活用してヘドニック法等により指數を算出（別紙 13）していますが、それらの品目以外についても活用を進めます（「10. インターネット販売価格の採用拡大」参照）。POS情報については、これらのように消費者物価指数の作成に直接的に活用するほか、調査銘柄の常時見直しや品質調整の

適切な実施等にも活用します。

さらに、ウェブスクレイピングの技術を活用し、ウェブサイトから多くの商品（財・サービス）情報を取集する試みについて、2020年基準において採用する品目（航空運賃、外国パック旅行費及び宿泊料）以外についても活用の可能性を今後も検討します（「10. インターネット販売価格の採用拡大」参照）。

POS情報を使った指標の利用上の留意点について

最近ではデータの活用や処理技術の進展により、POS情報を用いた指標を作成する試みが民間でも行われるようになっています。こうした指標を利用する際には、①品目や店舗に偏りがないか、②新商品の登場時の価格が落ちていないか、③容量変更が無視されていないか、④新旧商品の品質差が調整されているか、などの点に留意する必要があります（物価指標は価格変動を計測する指標であり、数量や品質の変化が混在する購入単価指標とは異なるものです。）。

消費者物価指数では、POS情報からは得られない、家計消費の多くを占めるサービスなどを含む幅広い品目について、全国の代表的な店舗で価格を調査し、新商品の登場時、容量変更、新旧商品の品質調整についても適切な措置を講じています。

POS情報についてはそのデータの特性と利用上の制約に留意しつつ活用の拡大に努めていきたいと考えています。

インターネット販売の商品情報の留意点について

ウェブスクレイピングの技術によりインターネット販売の商品（財・サービス）情報を取集し消費者物価指標に有効活用できれば、統計精度の向上や調査報告の負担軽減など、大きなメリットがあります。

一方、ウェブサイトから取集する商品（財・サービス）は、①商品固有の共通コード・名称が存在しない場合が多い、②求めるデータ以外の情報（不要な情報）が大量に混在する、③データ量が膨大である、などの特徴があります。また、ウェブサイトで販売される商品（財・サービス）については、サイト側の経営戦略などにより商品広告が謳われることもあり、販売実態に関する正確な情報を得られにくいといったことも1つの特徴です。

ウェブサイトから取集した商品（財・サービス）情報を消費者物価指標に有効活用するためには、各サイトの掲載情報の特徴を踏まえたデータクリーニングの確立、サイト運営会社等からの販売実態に関する詳細な情報の入手などが必要であることに留意が必要です。

18. モデル式の随時見直し

指標の作成にモデル式を用いる品目（モデル品目）については、今後、2020年基準改定に向けて、新たなモデル品目の検討、モデル式の加重平均に用いるウエイトの更新、採用する価格及びモデルケースの見直しなど、精度の維持向上に必要な改定作業を行う予定ですが、消費者物価指標では基準改定時に限らず、モデル品目において新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を的確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行うこととしています（別紙14）。

19. 品目の中間年における見直し

消費者物価指標に採用する品目については、5年ごとに行う基準改定において追加及び廃止等を行っています。しかしながら、基準改定後に新製品の急速な普及や衰退

などがあった場合は、5年後の基準改定を待たずに、その間の年に品目の見直し（中間年見直し）を行っています。この仕組みは平成12年（2000年）基準から導入しています（別紙15）。今後も、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった財やサービスについては、これらを迅速に指数に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行っていきます。

20. 基準改定等による指数への影響の分析・公表

基準改定やウエイト参照年の違いによる指数への影響等を検討し、統計利用者の利便に資するため、以下の分析を行い公表します。

- 新旧基準間における総合指数の前年同月比の比較、品目改定やモデル式の改定等による寄与度（総合指数の前年同月比などの変化率に対する各品目の影響度）の違いの分析など
- ラスパイレス連鎖基準方式（参考指数）の指数及び前年比の作成、固定基準方式の指数との比較
- 2025年をウエイトの参照年とするパーシェ型指数との比較（パーシェ・チェック）

パーシェ・チェックについて

「ラスパイレス型指数」（L）は指数の基準時を、「パーシェ型指数」（P）は指数の比較時を、それぞれ品目別ウエイトの参照年次とし、 $(P - L) / L$ を算出することをパーシェ・チェックといいます。

一般にパーシェ・チェックの絶対値が大きいほど、新旧基準時点間におけるウエイト（消費構造）の変化の度合いが大きいと考えられています。

消費者物価指数に関する決議－第 17 回国際労働統計家会議採択（2003 年）－抜粋－

(原文)

The nature and meaning of a consumer price index

1. The CPI is a current social and economic indicator that is constructed to measure changes over time in the general level of prices of consumer goods and services that households acquire, use or pay for consumption.
2. The index aims to measure the change in consumer prices over time. This may be done by measuring the cost of purchasing a fixed basket of consumer goods and services of constant quality and similar characteristics, with the products in the basket being selected to be representative of households' expenditure during a year or other specified period. Such an index is called a fixed-basket price index.
3. The index may also aim to measure the effects of price changes on the cost of achieving a constant standard of living (i.e. level of utility or welfare). This concept is called a cost-of-living index (COLI). A fixed basket price index, or another appropriate design, may be employed as an approximation to a COLI.

(邦訳)

消費者物価指数の性質と意味

1. CPI は現在時点の社会及び経済指標であって、消費のために世帯が取得し使用し又はそのために支払う財・サービスの価格の全般的な水準の時間的な変化を計測するために構築されるものである。
2. この指標は消費者物価の時間的な変化を計測することを目的としている。このことは、同一の品質及び同様な属性の財・サービスの固定された買い物かごを消費者が購入する費用を計測することによって行うことができる。この買い物かごの生産物は、1年間又は他の指定した期間の世帯支出を代表されるように選定される。このような指標は固定買い物かご指数と呼ばれる。
3. この指標はまた、同一の生活水準（効用又は福祉水準）を達成する費用に対する物価の変化の影響を計測することを目的とすることもできる。この概念は生計費指数（COLI）と呼ばれる。買い物かご指数、又は別の適切な設計のものは COLI の近似として採用することができる。

消費者物価指数の過去の基準改定における主な内容

基準時	主な改定内容
昭和 23 年 (1948 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・152*品目を 195 品目に改定 ・フィッシャーの理想算式からラスパイレス算式に移行
昭和 26 年 (1951 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・195 品目を 254*品目に改定 ・小売物価統計調査に基づく指数の作成・公表を開始(実効価格から小売価格に移行) ・都市別(28 市別)の指数の公表を開始
昭和 30 年 (1955 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・254*品目を 306*品目に改定 ・生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物)に購入数量に基づく月別ウェイトを導入
昭和 35 年 (1960 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 42、廃止品目 17 (品目数 332)
昭和 40 年 (1965 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 43、廃止品目 11 (品目数 364) ・全国、都市階級、地方、都道府県庁所在都市別の月次指数の作成・公表を開始 (昭和 37 年 7 月から小売物価統計調査及び家計調査の調査対象を、町村部を含む全国に拡大)
昭和 45 年 (1970 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 98、廃止品目 16 (品目数 428) ・参考指数として「持家の帰属家賃を含む総合」の月次指数の作成・公表を開始
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 59、廃止品目 7 (品目数 485) ・世帯属性別の年平均指数の作成・公表を開始 ・参考指数として連鎖基準方式による年平均指数の作成・公表を開始
昭和 55 年 (1980 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 48、廃止品目 21 (品目数 512) ・基本分類を5大費目から 10 大費目に変更 ・季節調整済み指数の作成・公表を開始
昭和 60 年 (1985 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 45、廃止品目 17 (品目数 543) ・「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を「総合」の指数に変更 ・生鮮食品を除く季節品目の出回り期間外における価格の保合処理を導入
平成 2 年 (1990 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 37、廃止品目 17、統合品目 2→1 (品目数 561) ・「生鮮食品を除く食料」の月次指数の作成・公表を開始
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 37、廃止品目 15、統合品目 5→2 (品目数 580)
平成 12 年 (2000 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 71、廃止品目 55 (品目数 596) ※品目の分割に伴う追加 22、廃止 11 を含む。 ・パソコンの2品目について、POS情報によるヘドニック指数の作成を開始 ・参考指数として「総世帯」の年平均指数の作成・公表を開始 ・品目の中間年における見直しを導入 →平成 15 年 1 月からPOS情報を用いてヘドニック法により作成したデジタルカメラの価格変動を「カメラ」に合成。このほか追加品目 2、廃止品目 1

*昭和 21 年 (1946 年) 8 月の指標計算開始時、26 年 (1951 年) 基準及び 30 年 (1955 年) 基準の品目数は東京都のもの (調査市により品目数が異なる)

(注) 基準により品目数の数え方が異なる等のため、追加・廃止品目数は、基準改定前後の品目数の差と必ずしも一致しない

基準時	主な改定内容
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 34、廃止品目 28、統合品目 39→19（品目数 584） ・参考指数として連鎖基準方式の月次指標の作成・公表を開始（ただし、生鮮食品を除く。） ・参考指標として「総世帯」の月次指標の作成・公表を開始 <p>※平成 20 年 1 月に中間年見直し（追加品目 3、統合品目 4→2）</p>
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 28、廃止品目 22、統合品目 15→4（品目数 588） ・「世帯主 60 歳以上の無職世帯」の月次指標の作成・公表を開始 <p>※平成 25 年 1 月及び 26 年 1 月に中間年見直し</p>
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加品目 33、廃止品目 32、統合品目 8→4（品目数 585） ・「世帯主 65 歳以上の無職世帯」の月次指標の作成・公表を開始 ・参考指標として生鮮食品を含む総合等の月次指標の作成・公表を開始 ・参考値として小数点第 3 位までの指標の作成・公表を開始 <p>※平成 30 年 1 月に中間年見直し</p>

（注）基準により品目数の数え方が異なる等のため、追加・廃止品目数は、基準改定前後の品目数の差と必ずしも一致しない

消費者物価指数の利用事例

1 各種法令に基づく利用

- (1) 国民年金法（第27条の2）、厚生年金保険法（第43条の2）
 - ▶ 年金額の改定
- (2) 児童扶養手当法（第5条の2）
 - ▶ 児童扶養手当額の改定
- (3) 都市再開発法施行令（第33条の2）
 - ▶ 補償金の支払いに係る修正率の算定
- (4) 土地利用計画法施行令（第10条）
 - ▶ 土地の価格に係る修正率の算定
- (5) 土地収用法第88条の2の細目等を定める政令（第16条）
 - ▶ 損失の補償に関する修正率の算定

※上記以外にも船員保険法、原子爆弾被爆者援護法、地方公務員等共済組合法など、多くの法令で消費者物価指数を用いる規定が設けられています。

2 行政上の施策への利用

- (1) 金融政策
 - ▶ 日本銀行の金融政策運営
- (2) 社会福祉関連
 - ▶ 年金等の給付見直し
 - ▶ 最低賃金、診療報酬の見直し
- (3) 公共料金
 - ▶ 値上げ幅の制限
- (4) その他
 - ▶ 物価運動国債の想定元金額の算出資料（財務省告示）

3 実質化のためのデフレーターとしての利用

異なる時点の経済活動を比較するとき、物価の変動による名目の値の変動を取り除いて、実質的な動きを算定する必要があります。実質の値は名目の値を、価格変化を表す物価指数で除することによって求められ、この際に使う物価指数をデフレーターと呼びます。消費者物価指数は家計収支や賃金の変化を実質化する際にデフレーターとして用いられています。

- ▶ 家計最終消費支出のデフレーター（内閣府「国民経済計算」）
- ▶ 消費支出、実収入のデフレーター（総務省「家計調査」）
- ▶ 賃金指数のデフレーター（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）

消費者物価指数の作成方法

1 主系列の指数算式（固定基準方式）

主系列の指数算式（固定基準方式）は、基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）です。

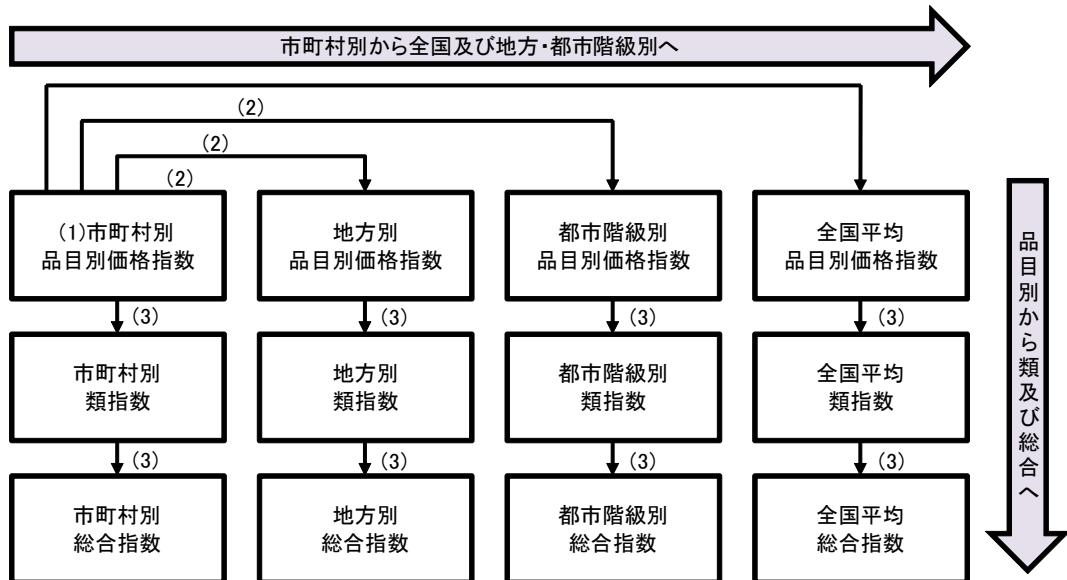
$$I_t = \frac{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m p_{t,i,j} q_{0,i,j}}{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m p_{0,i,j} q_{0,i,j}} \times 100 = \frac{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m \frac{p_{t,i,j}}{p_{0,i,j}} w_{0,i,j}}{\sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^m w_{0,i,j}} \times 100$$

I : 指数 p : 價格 q : 購入数量 w : ウエイト ($=pq$)
 i : 品目 j : 市町村 0 : 基準時 t : 比較時

2 指数の算出手順

指数の算出手順は次のとおりです。最初に、市町村別の品目別価格指数を算出します。

次に、全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数を算出した後、それぞれの地域ごとに上位類及び総合指数を算出します。



(1) 市町村、品目別価格指数の算出

各市町村の比較時の価格を基準時の価格で除して、品目別価格指数を算出します。

(2) 全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数の算出

各市町村の品目別価格指数を各市町村の品目別ウエイトで加重平均し、全国及び地方・都市階級別の品目別価格指数を算出します。

(3) 類指数及び総合指数の算出

類指数は、全国及び地方・都市階級・市町村別の品目別価格指数をそれぞれの品目別ウエイトで加重平均して算出します。総合指数は、類指数を各類のウエイトで順次加重平均して算出します。

なお、生鮮食品の類指数を算出する際には、品目別ウエイトに各月の月別ウエイトを用います。

(参考指標) ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数の作成方法

連鎖基準方式とは、ある時点についてその直前の時点を基準とする指數（「連環指數」という。）を算出し、これら隣接する2時点間の連環指數を順次掛け合わせた指數（「連鎖指數」という。）を算出する方式です。

指數算式は、次のとおりです。連鎖は年に一度行い、ウエイトは前年の家計調査（二人以上の世帯）の年平均結果を用いて年に一度更新します。連環指數の算式にはラスパイレス型を用います。

なお、2020年基準連鎖基準方式の指數については、引き続き生鮮食品を含む上位類指數（「総合」、「食料」等）を作成・公表しますが、生鮮食品（「生鮮魚介」、「生鮮野菜」、「生鮮果物」）は上位類までの指數を作成・公表します（生鮮食品の品目別指數は廃止します。）。

① 月別指數

ラスパイレス連環指數に用いる価格比は、比較時の価格指數をその前年12月の価格指數で除して算出します。

<月別指數>

$$\text{(ラスパイレス連環指數 } (L)) \quad I_{y,m}^{(L)} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{I_{y,m,i}}{I_{y-1,12,i}} w_{y-1,i}}{\sum_{i=1}^n w_{y-1,i}}$$

$$\text{(ラスパイレス連鎖指數 } (C)) \quad I_{y,m}^{(C)} = I_{0,12} \times \prod_{Y=1}^{y-1} I_{Y,12}^{(L)} \times I_{y,m}^{(L)}$$

(Y, y : 年 m : 月 0 : 基準年 i : 生鮮食品を除く品目及び生鮮食品 n : 品目数 w : ウエイト)

② 年平均指數

年平均指數は、類ごとに①により算出した1月から12月までの月別指數を単純平均して算出します。

なお、月別指數は、当該月分の消費者物価指數の確報公表に併せて公表しますが、1月確報について集計時点で前年のウエイトが完成していないため、前々年のウエイトを用いた暫定値を作成します。その後、家計調査結果の公表を受け、前年のウエイトを用いた確定値を作成し、2月確報公表時に1月まで遡及改定した指數を公表します。

(月別指標の計算例)

簡単のため、2つの品目（「牛肉」及び「豚肉」）から構成される中分類「肉類」があるとし、「肉類」の連鎖指標を求めてみます。ここでは、仮に「牛肉」の価格が毎年上昇し、「豚肉」の価格が変化しないものとして計算します。このとき、ウェイトについては、「牛肉」の価格上昇につれて「牛肉」のウェイトが縮小し「豚肉」のウェイトが拡大するものとします。

年月	価格指標*		年	ウェイト	
	牛肉	豚肉		牛肉	豚肉
2015年12月	100	100	2015年	10	10
2016年12月	200	100	2016年	8	12
2017年 6月	400	100			

* 2015年平均=100

このとき、固定基準方式の2017年6月の「肉類」指標は、2015年のウェイトで加重平均し、以下のように計算されます。

$$\frac{400 \times 10 + 100 \times 10}{10 + 10} = 250$$

一方、2017年6月の連鎖指標を計算する際は、まず前年までの各年12月の連環指標（ここでは、前年12月を100としたときの指標）と、2017年6月の連環指標を求めます。

2016年12月の連環指標は、2016年12月と前年12月（2015年12月）の価格比を、前年（2015年）のウェイトで加重平均して、

$$\frac{\frac{200}{100} \times 10 + \frac{100}{100} \times 10}{10 + 10} = 1.5$$

2017年6月の連環指標は、2017年6月と前年12月（2016年12月）の価格比を、前年（2016年）のウェイトで加重平均して、

$$\frac{\frac{400}{200} \times 8 + \frac{100}{100} \times 12}{8 + 12} = 1.4$$

最後に、2017年6月の連鎖指標は、2015年12月（ここでは100とします）、2016年12月、2017年6月の連環指標を掛け算して、

$$100 \times 1.5 \times 1.4 = 210$$

と計算されます。

指数の基準時に関する統計基準

(平成22年3月31日 総務省告示第112号)

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

2 ウエイトを固定する指数

(1) ウエイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウエイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従つたものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

府 統 委 第 17 号

平成22年2月22日

総務大臣
原口一博殿

統計委員会委員長
樋口美雄

諮詢第24号の答申
「指数の基準時に関する統計基準」の設定について

本委員会は、「指数の基準時に関する統計基準」の設定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1. 設定の適否

「指数の基準時に関する統計基準」については、諮詢案により、統計法第28条第1項に基づき統計基準として設定することは差し支えない。

2. 理由

(1) 統計基準としての設定

指数の基準時の更新周期、時点及びウェイトの対象年については、これらが指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間で当該更新周期等をそろえるための統一的な基準を設けることが重要である。

このため、昭和56年の統計審議会の答申（「諮詢第185号指数の基準時及びウェイト時の更新について」（昭和56年3月20日））において指数の基準時に関する統一的な基準が示され、以後、公的統計である各指数の基準時の更新に広く適用されてきた。

また、指数の基準時に関する統一的な基準をあらかじめ明示しておくことは、個々の指数の作成における恣意性を排除し、客觀性を確保する効果も期待される。

こうした観点から、指数の基準時に関する統一的な基準については、公的統計の統一性、総合性を確保するために有効な技術的基準であり、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項の統計基準の要件に該当するものと考えられる。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においても、新たに統計基準として設定することとされているところである。

したがって、指数の基準時に関する統一的な基準を、統計法第2条第9項に規定する統計基準として設定することは適當である。

(2) 詰問案の内容

ア 指数の基準時の原則

指数の基準時については、五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることとしている。これについては、次の理由から適当である。

(ア) 指数は、主として企業の生産活動、国民の消費行動等に係る中期的な動向等の分析に利用されるものであり、基準時が長期間更新されず、その時点が著しく古い時期になると利便性が損なわれることから、基準時を定期的に更新する必要があること。

(イ) 基準時の時点については、指数の効果的な利活用のためには、観察時の指数の動向のみならず、基準時における産業構造等に関する情報を把握しておく必要があり、当該情報を提供するデータの多くは、その対象年が西暦年数の末尾が0又は5である年であること。

(ウ) 基準時の更新周期及び時点については、昭和56年の統計審議会答申においても本詰問案とほぼ同じ基準が設けられ、以後、これに基づいて各指数の基準時の更新が円滑に行われてきたこと。

イ ウェイトを固定する指数

(ア) ウェイトの算出

ウェイトを固定する指数については、基準時である年のウェイトにより算出することとしている。これについては、次の理由から適当である。

a 指数とは、基準時である年から観察時点までの財・サービスに係る価格（数量）変化を表示するものであり、その際、財・サービスが多数の場合には、基準時である年のウェイトを用いて個々の品目等の変化を平均化する処理を行っている。このため、指数算出に基準時である年以外の年のウェイトを用いると、指数が当該変化を適切に示すものにならなくなること。

b 上記aのことから、実際上、公的統計である指数（ウェイトを固定するものに限る。）は基準時である年のウェイトにより算出されている状況であること。

(イ) 基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応

やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認することとしている。これについては、ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等によりウェイト設定ができないケースが生じる可能性があることから、やむを得ない。

また、基準時の更新の保留により基準時が原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施することとしている。これについては、基準時の原則の実効性を確保するために必要なものであることから、適当である。

ウ 基準時を更新した場合の利便確保措置

基準時を更新した場合は、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施することとしている。これについては、新指数と旧指数のリンクによる接続指数の公表等の措置は、指数の時系列比較など指数利用者が利用可能な情報の増加等に寄与するものであることから、適当である。

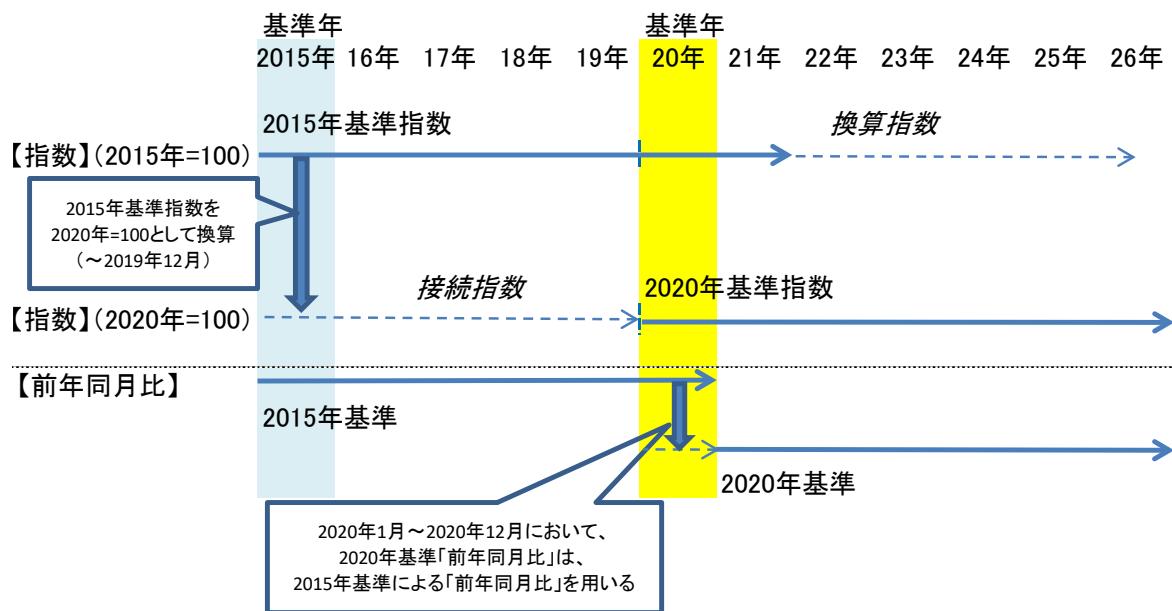
新・旧指標の接続方法

新・旧指標の接続は、地域及び総合、類、品目ごとに行います（接続した指標による上位類指標の再計算は行いません。）。計算は、各基準の指標を次の基準時に当たる年の年平均指標で除した結果を100倍することにより行います。例えば、2015年基準を2020年基準に接続する場合、「2020年基準のt年m月接続指標 = (2015年基準のt年m月指標 ÷ 2015年基準の2020年平均指標) × 100」という計算になります。

変化率については、接続した指標により再計算することなく、各基準において公表した値をそのまま用います。また、基準時（2020年）の1～12月の前年同月比等についても、旧基準（2015年）の指標によって計算したもの用います。

なお、2015年を基準時とする他の経済指標との関連等利用上の便を図るために、2015年基準指標は2021年12月まで作成・公表し、その後、2025年基準指標の公表前までは、2015年基準指標の2020年平均指標に、以後の各月の2020年基準指標を乗じた値を100で除して作成した2015年基準換算指標を作成・公表します。

(イメージ図)



そのほか、東京都区部について、5大費目（「総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「住居」、「持家の帰属家賃を除く住居」、「光熱」、「被服」及び「雑費」）の年平均の戦前基準指標を作成します。戦前基準指標は、最初に、現行の品目別価格指標を基に5大費目の指標を算出し、次にその指標に戦前基準のための換算率を乗じることにより算出します。

持家の帰属家賃のウエイトの推計方法

1 持家の帰属家賃のウエイトの推計について

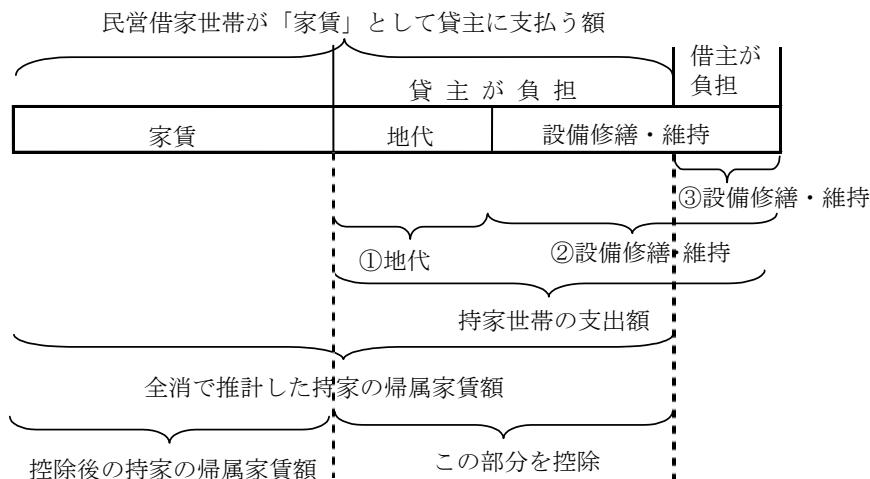
消費者物価指数における持家の帰属家賃のウエイトには、全国家計構造調査（旧：全国消費実態調査、以下「全消」という。）において推計される持家の帰属家賃を用いています。全消の結果を消費者物価指数のウエイトに加工する際の主な処理は以下のとおりです。このほか、作成方法の詳細は、「2015年基準 消費者物価指数の解説」を参照ください。

(1) 概念上貸主が負担する地代及び設備修繕・維持費の控除

全消における持家の帰属家賃は、概念上、貸主が負担する地代や設備修繕・維持費が含まれていますが、これらは持家世帯が支出する地代等と重複計上になりますので、これらの金額を控除します。この控除については、全消の結果を用いて、次のように行います。

控除後の持家の帰属家賃額

$$= \text{全消で推計した持家世帯の持家の帰属家賃額} - \text{①全消の持家世帯の「地代」} - \text{②全消の持家世帯の「設備修繕・維持」} + \text{③全消の民営借家世帯の「設備修繕・維持」}$$



(2) 全世帯1世帯当たりの持家の帰属家賃の算出

上記控除後の持家の帰属家賃は、持家世帯1世帯当たりの金額となっているので、借家世帯を含めた全世帯1世帯当たりの持家の帰属家賃とするため、これに持家率を乗じます。この持家率については、住宅・土地統計調査（以下「住調」という。）の結果を用います。

2 持家の帰属家賃額の推計方法について

持家の帰属家賃額の推計に当たっては、住調の民営借家の個別データを用いて、住宅の延べ床面積、構造、建て方、建築時期及び地域変数等を説明変数とする家賃関数を仮定して、回帰計算（最小二乗法）により係数を推定しています。

〈回帰式〉

$$\ln y_k = a + \sum_j b_j x_{j,k} + c \ln S_k + \varepsilon_k$$

k : 世帯

y_k : 1か月の家賃（円）

$x_{j,k}$: 住宅の属性（住宅の構造など）及び地域変数

S_k : 延べ床面積（m²）

a, b_j, c : 係数

ε_k : 残差

全消では上記で推定した家賃関数を用いて、全消の調査世帯のうち持家世帯について、個々の世帯の住宅に関する情報を当てはめて、持家の帰属家賃の額を推計しています。

(別紙9)

2020 年基準消費者物価指数组品目一覽（案）

※太字は追加品目、統合品目、または名称変更。名称変更は、旧名称を旧「〇〇〇」と表記。

※今後の検討により追加又は変更等されることがあり得る(以下同じ。)。

大分類	中分類	小分類	品目1	品目2	名稱	大分類	中分類	小分類	品目1	品目2	名稱
1	2	1	2			1	2	1	2		
		外食	一般外食		うどん（外食） 日本そば（外食） 中華そば（外食） スペゲッティ（外食） すし（外食）A すし（外食）B 天丼（外食） カレーライス（外食） 牛丼（外食） 豚カツ定食（外食） しょうが焼き定食（外食） フライドチキン（外食） ぎょうざ（外食） ハンバーグ（外食） 焼肉（外食） ハンバーガー（外食） サンドイッチ（外食） ピザ（配達）（旧「ピザパイ（配達）」） ドーナツ（外食） コーヒー（外食）A コーヒー（外食）B ビール（外食） やきとり（外食）	家具・家用品 家庭用耐久財 家事用耐久財 電子レンジ 電気炊飯器 ガステーブル 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機（全自動洗濯機） 電気洗濯機（洗濯乾燥機） 冷暖房用器具 ルームエアコン 温風ヒーター 空気清浄機 一般家具 食堂セット ソファ 食器戸棚					
			学校給食		学校給食（小学校） 学校給食（中学校）	室内装備品 照明器具 カーペット カーテン クッション					
住居		家賃	民営家賃			寝具類 ベッド 布団 敷布 布団カバー 敷きパッド					
			公営・都市再生機構・公社家賃			家事雑貨 食器類 茶わん 皿					
			公営家賃			台所用品 水筒 鍋 フライパン スポンジたわし					
			持家の帰属家賃			他の家事雑貨 電球・ランプ タオル マット 物干し用ハンガー 収納ケース					
			持家の帰属家賃			家用消耗品 ティッシュ・トイレットペーパー ティッシュペーパー トイレットペーパー					
		設備修繕・維持	設備材料		洗剤 台所用洗剤 洗濯用洗剤						
			システムバス		他の家事用消耗品 ラップ ポリ袋 殺虫剤 柔軟仕上剤 芳香・消臭剤 キッチンペーパー						
			温水洗浄便座								
			給湯器（旧「給湯機」）								
			システムキッチン								
			カーポート								
			修繕材料								
		工事その他のサービス	畠替え代								
			水道工事費								
			塗工事費								
			外壁塗装費								
			屋根修理費								
			植木職手間代								
			ふすま張替費								
			大工手間代								
			駐車場工事費								
			壁紙張替費								
			火災・地震保険料								
光熱・水道		電気代	電気代								
		ガス代	都市ガス代								
			プロパンガス								
		他の光熱	灯油								
			上下水道料								
			水道料								
			下水道料								

大分類 1	中分類 1	中分類 2	小分類 1	小分類 2	品目 1	品目 2	名 称	大分類 1	中分類 1	中分類 2	小分類 1	小分類 2	品目 1	品目 2	名 称
被服及び履物															
衣料															
和服															
婦人用着物															
婦人用帯															
洋服															
男子用洋服															
背広服（春夏物、中級品）															
背広服（春夏物、普通品）															
背広服（秋冬物、中級品）															
背広服（秋冬物、普通品）															
男子用上着															
男子用ズボン（春夏物）															
男子用ズボン（秋冬物）															
男子用ズボン（ジーンズ）															
男子用コート															
男子用学校制服															
婦人用洋服															
婦人用スーツ（春夏物、中級品）															
婦人用スーツ（春夏物、普通品）															
婦人用スーツ（秋冬物、中級品）															
婦人用スーツ（秋冬物、普通品）															
ワンピース（春夏物）															
ワンピース（秋冬物）															
婦人用上着															
スカート（春夏物）															
スカート（秋冬物）															
婦人用スラックス（秋冬物）															
婦人用スラックス（ジーンズ）															
婦人用コート															
女子用学校制服															
子供用洋服															
子供用ズボン（春夏物）															
子供用ズボン（秋冬物）															
乳児服															
シャツ・セーター・下着類															
シャツ・セーター類															
男子用シャツ・セーター類															
ワイシャツ															
男子用スポーツシャツ（長袖）															
男子用スポーツシャツ（半袖）															
男子用セーター															
婦人用シャツ・セーター類															
ブラウス（長袖）															
ブラウス（半袖）															
婦人用Tシャツ（長袖）															
婦人用Tシャツ（半袖）															
婦人用セーター（長袖）															
婦人用セーター（半袖）															
子供用シャツ・セーター類															
子供用Tシャツ（長袖）															
子供用Tシャツ（半袖）															
下着類															
男子用下着類															
男子用シャツ（半袖）															
男子用パンツ															
男子用パジャマ															
婦人用下着類															
ブラジャー															
婦人用ショーツ															
ランジェリー															
子供用下着類															
子供用下着（旧「子供用シャツ」）															
履物類															
男子靴															
婦人靴															
子供靴															
運動靴															
サンダル															
スリッパ															
他の被服															
帽子															

大分類	中分類	小分類	小分類	品目	品目	名称	大分類	中分類	小分類	小分類	品目	品目	名称
1	2	1	2	1	2		1	2	1	2	1	2	
交通・通信	交通	鉄道運賃 (JR)		補習教育	補習教育 (小学校)								
		普通運賃 (JR)			補習教育 (中学校)								
		料金 (JR, 在来線)			補習教育 (高校・予備校)								
		料金 (JR, 新幹線)											
		通学定期 (JR)											
		通勤定期 (JR)											
		鉄道運賃 (JR以外)											
		普通運賃 (JR以外)											
		通学定期 (JR以外)											
		通勤定期 (JR以外)											
		一般路線バス代											
		高速バス代											
		タクシ一代											
		航空運賃											
		有料道路料											
		高速自動車国道料金											
		都市高速道路料金											
自動車等関係費	自動車	文房具	ボールペン										
	軽乗用車		ノートブック										
	小型乗用車		はさみ										
	普通乗用車A												
	普通乗用車B												
	自転車	運動用具類	ゴルフクラブ										
	自転車A		グローブ										
	自転車B		テニスラケット										
	自動車等維持		釣ざお										
	ガソリン		トレーニングパンツ										
	自動車タイヤ		水着										
	自動車バッテリー		競技用靴										
	カーナビゲーション												
	ドライブレコーダー												
	自動車整備費 (定期点検)	玩具	家庭用ゲーム機										
	自動車整備費 (パンク修理)		ゲームソフト										
	自動車オイル交換料		人形										
	車庫借料		玩具自動車										
	駐車料金		組立玩具										
	レンタカー料金	切り花	切り花 (カーネーション)										
	自動車免許手数料		切り花 (きく)										
	洗車代		切り花 (バラ)										
	ロードサービス料	他の教養娯楽用品	メモリーカード										
	自動車保険料 (自賠責)		コンパクトディスク										
	自動車保険料 (任意)		ビデオソフト										
通信	はがき		ペットフード (ドッグフード)										
	封書		ペットフード (キャットフード)										
	通信料 (固定電話)		ペットトイレ用品										
	通信料 (携帯電話)		鉢植え										
	運送料		園芸用土										
	携帯電話機		園芸用肥料										
			電池										
			プリンタ用インク										
教育	授業料等	書籍・他の印刷物											
	P T A会費 (小学校)	新聞代	新聞代 (地方・ブロック紙)										
	P T A会費 (中学校)		新聞代 (全国紙)										
	中学校授業料 (私立)	雑誌	月刊誌										
	高等学校授業料 (公立)		週刊誌										
	高等学校授業料 (私立)	書籍	単行本A										
	大学授業料 (国立)		単行本B										
	大学授業料 (私立)												
	短期大学授業料 (私立)	教養娯楽サービス											
	専修学校授業料 (私立)	宿泊料											
教科書・学習参考教材	教科書		宿泊料										
	学習参考教材		バック旅行費										
			外国バック旅行費										

大分類 1	中分類 1	小分類 1	品目 1	品目 2	名 称	大分類 1	中分類 1	小分類 1	品目 1	品目 2	名 称	
					月謝類						身の回り用品	
					講習料（英会話） 講習料（書道） 講習料（音楽） 講習料（ダンス） 講習料（水泳） 講習料（体育） 自動車教習料						かばん類	
											バッグA バッグB 通学用かばん 旅行用かばん	
					他の教養娯楽サービス						腕時計・指輪	
					放送受信料 放送受信料（NHK） 放送受信料（ケーブル） 放送受信料（NHK・ケーブル以外）						指輪 腕時計	
					入場・観覧・ゲーム代						他の身の回り用品	
					映画観覧料 演劇観覧料 サッカー観覧料 プロ野球観覧料 ゴルフ練習料金 ゴルフプレー料金 ボウリングゲーム代 プール使用料 フィットネスクラブ使用料 文化施設入場料 テーマパーク入場料 カラオケルーム使用料						傘 ハンカチーフ	
					他の娯楽サービス						たばこ	
					写真撮影代						たばこ（国産品） たばこ（輸入品）	
					ビデオソフトレンタル料 インターネット接続料 ウェブコンテンツ利用料 獣医代 ペット美容院代						他諸雑費	
											葬儀料 傷害保険料 保育所保育料 学童保育料 介護料 行政証明書手数料 パスポート取得料 振込手数料 警備料	
					諸雑費							
					理美容サービス							
					入浴料 理髪料 パーマネント代 カット代 ヘアカラーリング代 エステティック料金							
					理美容用品							
					理容器具 電気かみそり 歯ブラシ							
					石けん類							
					手洗い用石けん（旧「化粧石けん」） ボディーソープ 洗顔料							
					クレンジング							
					シャンプー ヘアコンディショナー 歯磨き							
					化粧品							
					整髪料 養毛剤 化粧クリームA 化粧クリームB 化粧水A 化粧水B 乳液A 乳液B ファンデーションA ファンデーションB 口紅A 口紅B ヘアカラーリング剤 美容液							

2015 年基準と 2020 年基準（案）のモデル品目の対応表

追加 1 … 2020年基準の追加品目で、モデル品目とする予定の品目

追加 2 … 2020年基準からモデル品目とする予定の品目

削除 1 … 2020年基準から廃止する予定の品目

削除 2 … 2020年基準から調査価格を見直し、モデル品目から除外する予定の品目

統合 … 品目統合の上、2020年基準においてもモデル品目とする予定の品目

費目	品目 符号	2015年基準 (74品目)	2020年基準 (74品目)	
		品目名	追加・削除・ 統合の別	品目名
食料	1924	コーヒー飲料B		コーヒー飲料B
	2163	ドーナツ（外食）		ドーナツ（外食）
住居	3000	民営家賃		民営家賃
	3016	公営家賃		公営家賃
	3017	都市再生機構・公社家賃		都市再生機構・公社家賃
	3030	持家の帰属家賃		持家の帰属家賃
	3180	火災・地震保険料		火災・地震保険料
光熱・水道	3500	電気代		電気代
	3600	都市ガス代		都市ガス代
	3612	プロパンガス		プロパンガス
	3810	水道料		水道料
	4610	下水道料		下水道料
家具・ 家事用品	4521	リサイクル料金		リサイクル料金
	4701	モップレンタル料		モップレンタル料
保健医療	6090	健康保持用摂取品A		健康保持用摂取品A
	6094	健康保持用摂取品B		健康保持用摂取品B
	6200	診療代		診療代
交通・通信	7528	料金(JR, 在来線)		料金(JR, 在来線)
	7530	料金(JR, 新幹線)		料金(JR, 新幹線)
	7008	普通運賃(JR以外)		普通運賃(JR以外)
	7009	通学定期(JR以外)		通学定期(JR以外)
	7010	通勤定期(JR以外)		通勤定期(JR以外)
	7050	一般路線バス代		一般路線バス代
	7057	高速バス代		高速バス代
	7060	タクシー代		タクシー代
	7070	航空運賃		航空運賃
	7363	高速自動車国道料金		高速自動車国道料金
	7364	都市高速道路料金		都市高速道路料金
	7105	軽乗用車		軽乗用車
	7106	小型乗用車A	統合	小型乗用車
	7110	小型乗用車B		
	7113	普通乗用車A		普通乗用車A
	7115	普通乗用車B		普通乗用車B
	7344	レンタカー料金		レンタカー料金
	7350	ロードサービス料		ロードサービス料
	7370	自動車保険料(自賠責)		自動車保険料(自賠責)
	7390	自動車保険料(任意)		自動車保険料(任意)

追加 1・・・2020年基準の追加品目で、モデル品目とする予定の品目

追加 2・・・2020年基準からモデル品目とする予定の品目

削除 1・・・2020年基準から廃止する予定の品目

削除 2・・・2020年基準から調査価格を見直し、モデル品目から除外する予定の品目

統合・・・品目統合の上、2020年基準においてもモデル品目とする予定の品目

費目	品目 符号	2015年基準（74品目）	2020年基準（74品目）	
		品目名	追加・削除・ 統合の別	品目名
交通・通信	7410	通信料(固定電話)		通信料(固定電話)
	7430	通信料(携帯電話)		通信料(携帯電話)
	7433	運送料		運送料
	7446	携帯電話機		携帯電話機
教育	8010	中学校授業料(私立)		中学校授業料(私立)
	8020	高等学校授業料(公立)		高等学校授業料(公立)
	8030	高等学校授業料(私立)		高等学校授業料(私立)
	8040	大学授業料(国立)		大学授業料(国立)
	8060	大学授業料(私立)		大学授業料(私立)
	8070	短期大学授業料(私立)		短期大学授業料(私立)
	8080	幼稚園保育料(公立)	削除 1	
	8090	幼稚園保育料(私立)	削除 1	
	8077	専修学校授業料(私立)		専修学校授業料(私立)
教養娯楽	9013		追加 2	テレビ
	9034		追加 2	ビデオレコーダー
	9078	パソコン(デスクトップ型)		パソコン(デスクトップ型)
	9079	パソコン(ノート型)		パソコン(ノート型)
	9080		追加 1	タブレット端末
	9081		追加 2	プリンタ
	9043	カメラ		カメラ
	9205	新聞代(全国紙)		新聞代(全国紙)
	9226	月刊誌		月刊誌
	9230	週刊誌		週刊誌
	9300	宿泊料		宿泊料
	9305	外国パック旅行費		外国パック旅行費
	9330	放送受信料(NHK)		放送受信料(NHK)
	9367	放送受信料(NHK・ケーブル以外)		放送受信料(NHK・ケーブル以外)
	9341	映画観覧料		映画観覧料
	9342	演劇観覧料		演劇観覧料
諸雑費	9374	文化施設入場料	削除 2	
	9372	テーマパーク入場料		テーマパーク入場料
	9397	インターネット接続料		インターネット接続料
	9403	ウェブコンテンツ利用料		ウェブコンテンツ利用料
	9722	バッグB		バッグB
	9799	たばこ(国産品)		たばこ(国産品)
	9798	たばこ(輸入品)		たばこ(輸入品)
	9928	傷害保険料		傷害保険料
	9921	保育所保育料		保育所保育料
	9914	介護料		介護料
	9920	振込手数料		振込手数料
	9931	警備料		警備料

小売物価統計調査の調査方法

<価格調査>

価格調査は、全国の 167 市町村から選定した小売店舗及びサービス事業所から、約 540 品目の商品の小売価格又はサービス料金を調査しています。調査に当たっては、原則として、消費者が実際に購入している価格を調査しています。

調査は、調査市町村内に価格調査地区を設定して行います。価格調査地区は、調査市町村全域を都市階級ごとに定められた数に分割して設定します。また、消費者の購入行動、店舗間の価格差等を考慮して、調査品目を調査品目区分（6 区分）に分類しています。価格取集数は、調査市町村の都市階級区分と調査品目区分の組合せにより定めています。

調査対象店舗等は、調査品目ごとに、各価格調査地区内で販売数量等の多い店舗等の順に、価格取集数に応じた店舗等を選定し、調査店舗等としており、全国で約 27,000 の店舗等が選定されています。

なお、一部の調査品目については、調査市町村内、都道府県内又は全国に所在する店舗等のうち利用者の多い順に、価格取集数に応じた店舗等を選定し、これを調査店舗等としています。

調査日は、毎月 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか 1 日としています。ただし、生鮮魚介、野菜、果物及び切り花のうち約 40 品目は、毎月 5 日、12 日、22 日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか 1 日、都道府県内又は全国に所在する店舗等から選定した店舗を対象とする約 90 品目は、毎月 12 日を含む週の金曜日をそれぞれ調査日としています。

<家賃調査>

家賃調査は、全国の 167 市町村から民営借家及び公的住宅を選定し、家賃の月額及び延べ面積等を調査しています。

民営借家の調査は、調査市町村内に家賃調査地区を設定して行います。家賃調査地区は、国勢調査調査区を抽出単位として抽出しており、全国で約 1,200 地区を選定し、調査市町村ごとに地区を 3 群に分け、各群について 3 か月ごとに調査しています。また、各家賃調査地区内の全ての民営借家の家賃を調査しています。なお、家賃調査地区は 5 年ごとに見直しています。

公的住宅の調査は、調査市町村内において該当する全ての住宅の家賃等を対象として調査しています。

調査日については、民営借家の家賃は、毎月 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のうちいずれか 1 日、公的住宅の家賃は、毎月 12 日を含む週の金曜日としています。

(注) 調査市町村数等は、動向編の対象数（2019 年 12 月現在）によります。

消費者物価指数における品質調整の方法

名称	内容
オーバーラップ法	同一時点において同一条件で販売されている新・旧の銘柄の価格差は、品質の差を反映しているとみなして、両者の価格比を用いて調整を行います。
容量比による換算	新・旧の銘柄で品質は同じで、容量だけに差があり、価格と容量がほぼ比例的な関係にある場合には、新銘柄の価格を旧銘柄の容量に対する価格に換算します。
回帰式を用いた換算	新銘柄の価格を回帰式に当てはめ、新銘柄の価格について旧銘柄と同等な場合の価格を推計し、両者の価格比を用いて調整を行います。
オプションコスト法	旧銘柄ではオプションとなっていた装備が、新銘柄では標準装備となったとき、品質向上に伴う価格上昇はオプション部分の購入費用に相当します。ただし、標準装備になると生産量が多くなる分、必要なコストはオプション装備に必要なコストよりも少なくて済むと考えられます。また、消費者はオプションの購入費用をかけないことを選択する機会を失うことなどから、オプションであったときの価格からその分を調整（通常、2分の1とみなすことが多い。）して品質向上分として扱います。
インピュート法	新・旧の銘柄を前月時点で比較することができない場合、その品目の価格変化を類内の他の品目全ての平均的な価格変化と等しいとみなして接続を行います。 この方法は同時点の新・旧両銘柄の価格が得られない場合に用いる方法であり、通常この方法を用いることは適当ではありませんが、出回りが季節的に限られる被服などの品目で例外的に用いています。
ヘドニック法	各製品の品質を構成する複数の特性（性能）を分解し、これらの諸特性と各製品の価格との関係を重回帰分析により推計し、新・旧の銘柄の品質変化分を価格に換算して調整を行います。
直接比較	新・旧の銘柄の品質などが同じとみなせる場合は、調査された価格を直接採用します。 この場合、リンク係数の作成などの特別な処理を必要としませんが、適用に当たっては新・旧両銘柄の品質について吟味し、同等と判断されることが必要です。

(参考) 主な品質調整方法の計算例

○オーバーラップ法

《例 1》

	前々月	前 月	当 月
商品A	120 円	130 円	—
商品B	—	160 円	165 円

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{前月の商品 A の価格}}{\text{前月の商品 B の価格}}$$

$$= \frac{130 \text{ 円}}{160 \text{ 円}}$$

$$= 0.8125$$

	前々月	前 月	当 月
比較時価格	120 円	130 円	134.06 円 [165 円 × 0.8125]

○容量比による換算

《例 2》

	前 月	当 月
商品A	150 g 135 円	—
商品B	—	160 g 150 円

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{商品 A の容量}}{\text{商品 B の容量}}$$

$$= \frac{150\text{g}}{160\text{g}}$$

$$= 0.9375$$

	前 月	当 月
比較時価格	150 g 135 円	150 g 140.63 円 [160 g 150 円 × 0.9375]

ヘドニック法による品目別価格指数の算出

ヘドニック法とは品質調整に用いられる方法のひとつで、各製品の品質がこれを構成する複数の特性（性能）に分解でき、価格は性能によって決定されると考え、これらの諸特性（例えば、パソコンなら記憶容量、メモリ容量、ディスプレイサイズなど）と各製品の価格との関係を、重回帰分析という統計的手法で解析することにより、製品間の価格差のうち品質に起因する部分を計量的に把握しようとする手法です。

消費者物価指数では、品質向上が著しく製品サイクルが短い「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及び「カメラ」の3品目について、品質調整済みの価格変動をヘドニック法により直接求める方法を採用しています。なお、より客観的で信頼度の高い重回帰分析を行うためには、多数の製品についての大量の価格、数量及び特性に関する情報が必要となるため、これらのヘドニック法の適用に当たってはPOS情報による全機種の販売価格¹のほか、販売台数、各機種の特性などを用いています。

- (1) 各機種の平均販売価格を被説明変数、メモリ容量やディスプレイサイズ、素子サイズなど各機種の特性及び販売時点などを説明変数²とする片対数型の回帰モデルを設定します。

連続する2か月 ($t-1, t$) に関する重回帰式

$$\ln(p_{T,i}) = \alpha + \beta \cdot \delta_{T,t} + \sum_k (\gamma_k \cdot x_{k,i}) + \varepsilon_{t,i}$$

T : 時点 = $t-1, t$ k : 説明変数に用いた特性 i : 機種
 $p_{T,i}$: 販売価格 α, β, γ_k : 偏回帰係数 $x_{k,i}$: 特性量

$$\delta_{T,t} = \begin{cases} 0 & (T = t-1) \\ 1 & (T = t) \end{cases} : \text{販売時点ダミー}$$

- (2) 全国で当月(t)と前月($t-1$)に販売された全機種³について、上記(1)の回帰モデルから、各機種の総販売台数をウエイトとして回帰計算により偏回帰係数を推定し、各月の平均価格の推計値を求めます。

¹ 機種ごとに、1か月間に販売された販売価格の平均をとる。なお、東京都区部中旬速報値では、中旬1週間に販売された販売価格の平均をとる。

² 説明変数は適切な頻度で見直す。説明変数など回帰モデルの内容については、消費者物価指数年報に掲載する。

³ 前月まで販売されていた機種及び当月から販売された機種を含む。

$$(前月) \ln(\hat{p}_{t-1}) = \hat{\alpha} + \hat{\beta} \cdot 0 + \sum_k (\hat{\gamma}_k \cdot \bar{x}_{k,t-1})$$

$$(当月) \ln(\hat{p}_t) = \hat{\alpha} + \hat{\beta} \cdot 1 + \sum_k (\hat{\gamma}_k \cdot \bar{x}_{k,t})$$

(ハット「 $\hat{\cdot}$ 」は推計値、バー「 $\bar{\cdot}$ 」は平均値を表す)

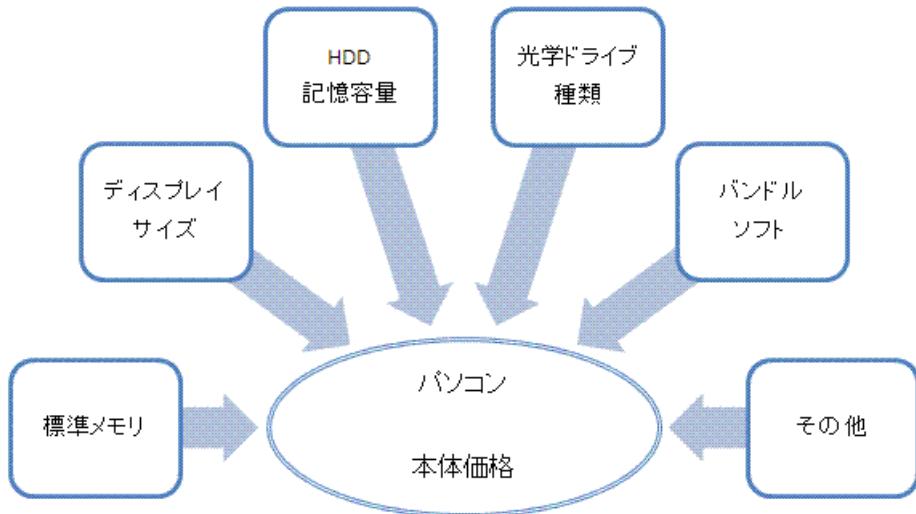
- (3) 上記(2)で求めた価格推計値から、前月と当月の品質差を除いた価格比を連環指数として算出します。

$$\begin{aligned}\frac{\hat{p}_t}{\hat{p}_{t-1}} &= \frac{\exp[\hat{\alpha} + \hat{\beta} + \sum_k (\hat{\gamma}_k \cdot \bar{x}_{k,t})]}{\exp[\hat{\alpha} + \sum_k (\hat{\gamma}_k \cdot \bar{x}_{k,t-1})]} \\ &= \exp[\hat{\beta}] \times \exp\left[\sum_k \hat{\gamma}_k \cdot (\bar{x}_{k,t} - \bar{x}_{k,t-1})\right] \\ I_t^{(L)} &= \exp[\hat{\beta}]\end{aligned}$$

- (4) 算出した連環指数を前月($t-1$)の指数(2020年=100)に乗じて、当月(t)の連鎖指数を算出します。

$$I_t^{(C)} = I_{t-1}^{(C)} \times I_t^{(L)}$$

<ヘドニック法による品質調整の例（パソコン）>



- ① 多数のパソコン販売データから、特性と価格の相関関係を分析
- ② 例えば「HDD記憶容量が 1 TB 増→パソコン本体価格は 5.0% 上昇」という関係を推計
- ③ HDD 記憶容量が 1 TB 増の新製品が出た場合は、本体価格を 5.0% 割り引いて比較

2015 年基準消費者物価指数におけるモデル式に係る見直し

適用開始年月	変更した品目	変更の概要
2018 年 1 月分 以降適用	たばこ（国産品）	加熱式たばこ（国産品）の普及に伴い、当該価格を反映する算式へ変更
	たばこ（輸入品）	
	運送料	宅配便の総量規制による取扱個数シェアの変動に対応するため、算式を固定基準方式から連鎖基準方式へ変更
2019 年 1 月分 以降適用	テーマパーク入場料	テーマパークにおける「段階的価格制」（日別の価格設定）の導入に伴い、日別価格を反映する算式へ変更
2019 年 10 月分 以降適用	幼稚園保育料（公立）	幼児教育・保育無償化制度の導入に伴い、制度に適応した算式へ変更
	幼稚園保育料（私立）	
2020 年 1 月分 以降適用	民営家賃	空き家となった民営借家の実態を踏まえ、適切な代入方法に変更
	健康保持用摂取品 A（マルチビタミン）	健康保持用摂取品の実態を踏まえ、適切な算式へ変更
	健康保持用摂取品 B（青汁）	
	バッグ B（輸入ブランド品）	輸入ブランドバッグの実態を踏まえ、適切な算式へ変更
	振込手数料	金融機関の手数料の動向を踏まえ、適切な算式へ変更

詳細は総務省統計局ホームページの以下を御参照ください。

<https://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.html>

消費者物価指数の中間年におけるこれまでの見直し

【2000 年基準の中間年見直し】

(2003 年 1 月分から)

- 以下の品目について、追加または廃止しました。

追加品目	廃止品目
プリンタ	
インターネット接続料	

- 「カメラ」について、デジタルカメラによる価格も取り込みました。

【2005 年基準の中間年見直し】

(2008 年 1 月分から)

- 以下の品目について、追加または廃止しました。

追加品目	廃止品目
ビール風アルコール飲料	テレビ（ブラウン管）
電気洗濯機（洗濯乾燥機）	オーディオ記録媒体
家庭用ゲーム機（携帯型）	

- 「固定電話通信料」について、IP電話による価格も取り込みました。

【2010 年基準の中間年見直し】

(2013 年 1 月分から)

- 「携帯電話機」及び「携帯電話通信料」について、スマートフォンによる価格も取り込みました。

(2014 年 1 月分から)

- 「パソコン（ノート型）」について、タブレット端末による価格も取り込みました。

【2015 年基準の中間年見直し】

(2018 年 1 月分から)

- 「たばこ（国産品）」及び「たばこ（輸入品）」について、加熱式による価格も取り込みました。

- 「通信料（携帯電話）」及び「携帯電話機」について、いわゆる「格安スマホ通信料」及び、「SIMフリー端末」による価格も取り込みました。

※上記は「2015 年基準の中間年見直し」以外の見直しとして対応